

予防接種のお知らせ

MRワクチン【2期】

★平成31年4月2日以降生まれのお子さま

母子モ（デジタル予診票）が便利！ ぜひ、ご利用をご検討ください。

★紙の予診票を紛失した場合、糸満市ホームページからダウンロード可能。

○期間

小学校入学前の1年間。

注意①

（4月1日～3月31日まで）

○回数

1回

○対象年齢

今年度6才になる者

早めに接種しよう！

接種期間は1年間!!
忘れないうちに接種しようね。



糸満市
指定医療機関

別紙「個別予防接種医療機関(南部地区)」

または本島内の医師会加盟医療機関（直接、医療機関へ問合せ）

※上記以外の県内医療機関（離島除く）をご希望の方は直接医療機関にご確認ください。

※県外や県内離島での接種には糸満市からの依頼書が必要です。

詳細は糸満市ホームページをご覧ください、お電話にてお問合せください

○料金

無料

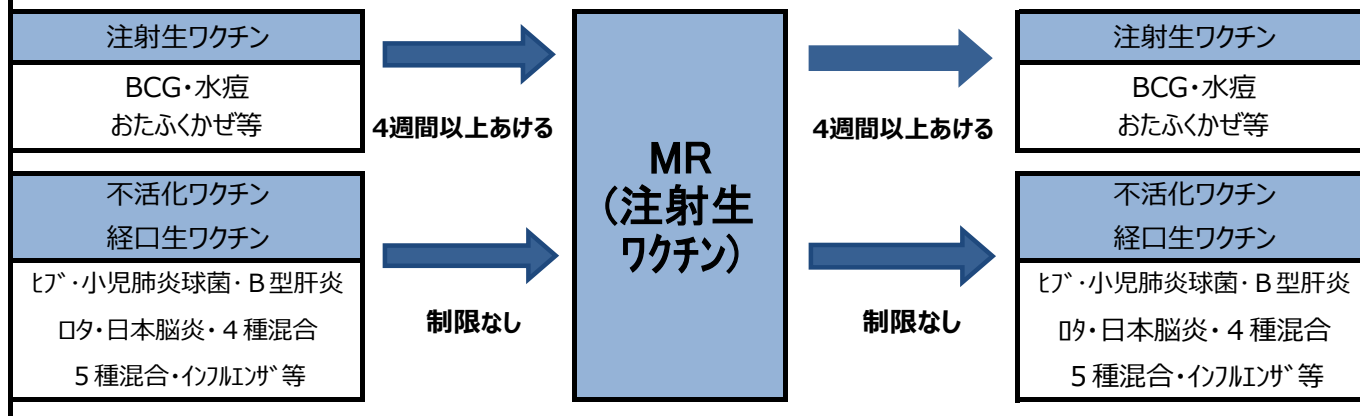
注意②

接種期間を過ぎると全額自己負担
（約12,000円）となります

○持ち物

親子健康手帳（母子手帳）、予診票（記入しておきましょう）

☐ 他の予防接種との間隔（同時接種希望の場合は医師と相談してください。）



お問い合わせ先

糸満市役所 健康推進課 予防係 電話：098-840-8126

■ 接種前の確認

予防接種は体調のよいときに受けましょう。以下の方は、接種を見合わせる、もしくは、事前に医師とご相談ください。

□ 接種を見合わせる方

- ①明らかに発熱している方（通常37.5℃以上を指す）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ワクチンの成分によってアナフィラキシーを起こした方
- ④その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

□ 接種前に医師と相談が必要な方

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気、発育障害など基礎疾患のある方
- ②予防接種を受けた後、2日以内に発熱の見られた方、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状が出た方
- ③過去にけいれんを起こしたことがある方
- ④過去に免疫不全と診断された方、または近親者に先天性免疫不全症の人がいる方
- ⑤ワクチンの成分に対して、アレルギーを起こす恐れのある方
- ⑥麻しんにかかり、治癒後4週間を経過していない方
- ⑦風しん・おたふくかぜ・水痘にかかり、治癒後2～4週間を経過していない方
- ⑧突発性発疹・手足口病・伝染性紅斑等のウイルス性疾患にかかり治癒後、1～2週間を経過していない方
- ⑨①～③の潜伏期間と思われる方

■ 接種後に気をつけること

- ①すぐに帰宅せず、少なくとも30分間は安静にしてください。
- ②接種部位を清潔に保ちましょう。
- ③接種後まる1日は、過度な運動を控えましょう。

気になる症状や体調の変化がある場合には、
すぐに医師にご相談ください。



おしえて！ チックン！



MRワクチンってなあに？

◎MRワクチンは、麻しんワクチン（M）と風しんワクチン（R）の混合ワクチンです。



麻しん・風しんについて教えて



MRについて

◆ 麻しんとは

麻しんウイルスによる感染症。感染力が非常に強いので、免疫を持っていない人が感染するとほぼ100%発症します。過去には幼稚園や大学での集団発生も報告されています。

感染後約10日で発熱や咳、鼻水などが見られ、2～3日発熱が続いてから39℃以上の高熱と発疹が出ます。肺炎、中耳炎を合併しやすく入院することも多いです。脳炎の発症（1000人に1人）や死亡するケースもあります。

また、感染してしばらくした後、特に学童期に亜急性硬化性全脳炎(SSPE)と呼ばれる中枢神経疾患を発症することがあります。

感染経路は空気感染、飛沫感染、接触感染で手洗いやマスクのみで予防はできません。ワクチン接種が有効な予防法です。

◆ 風しんとは

風しんウイルスによる感染症。発疹、発熱、リンパ節の腫れ等の症状が見られます。まれに脳炎、血小板減少性紫斑病などの合併症を起こすことがあります。風しんの一番の問題は、妊婦が感染すると、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」になり、目や耳、心臓などに障害を持つことがある点です。多くの人が予防接種を受けることで、他の人（妊婦等）にうつすことがなくなり、社会全体が風しんから守られます。



風しんって大人でもかかるの？

大人でもかかります。妊娠中に風しんにかかると、赤ちゃんに感染し、難聴、心疾患、白内障、精神や身体の発達の遅れ等の障がいを持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。（先天性風しん症候群）

■ 副反応について

ワクチンを接種したあとに、起こるかもしれない体の反応のことです。熱が出たり、ぶつぶつがでたりすることがあります。接種した部分が赤くなったり、腫れたりすることがあります。きわめて稀に、アナフィラキシー、けいれん、血小板減少性紫斑病、脳炎などの重い病気にかかることがあると言われています。

■ 予防接種による健康被害救済制度について

定期予防接種による副反応のために、医療機関での治療や生活での支援が必要になったときは、法律に定められた救済制度があります。糸満市役所健康推進課までお問い合わせください。